

令和4年度 第1回入札監視委員会議事概要

日 時 : 令和4年10月6日(木) 14時00分～16時40分
場 所 : 四街道市役所 分館2階 入札室
出席者 : 委員等 中尾宏委員長、田中孝一委員、廣田稔委員
事務局 契約課長他契約課職員2名、
発注課 各抽出案件発注課長及び担当職員

【概 要】

1. 開会

委員長あいさつ

2. 議題

1) 入札・契約手続の実施状況について

①入札・契約手続の運用状況報告(令和3年度)

・事務局より令和3年度(下半期)契約課執行分の発注方法・業種別契約件数を報告。

②抽出事業の審議

抽出事業1 寝具賃貸借

委 員 : 落札率 100%、予定価格と同じであるのが気になる。単価契約は一ついくらのので、100%ということもあると思うが、この契約は単価契約ではないので、この業者は予定価格 100%で積算をせず入札しているのではないか。1者しか入札がないので分からないが、1500万を超える大きい金額のため、疑問を感じる。

委 員 : 予定価格は事前に公表しているか、予定価格をどのように決めたのか。

事 務 局 : 予定価格は事前に公表している。

担 当 課 : 積算は寝具一式、掛布団・敷布団・枕について予算要求時に参考見積をいただき、その金額に布団の数と日数をかけて算出した。

委 員 : どの業者から参考見積を取っているか。

担 当 課 : 落札した業者から見積もりを徴取している。これまでも賃貸借を契約しているため見積もりを徴取しているが、ノウハウがあることにより優位になってしまうことは否めない。

- 委員：予定価格が事前公表されていることから、もしこれより安く入札できる業者があれば、入札するという事だと理解する。
- 委員：入札参加者1者で100%なのは、参考見積を取った業者だということが分かればやむを得ないと分かるが、そのことが分からないと、情報を流したのではないかと思ってしまうのでは。
- 委員：例えば、他の自治体で同じような事例の調査をしているか。
- 担当課：調査はしていない。
- 委員：以前にも、規格が違うという話をされたことがあるが、ぜひ次からは他自治体の状況を確認して、この価格が妥当なのかを調査してほしい。
- 事務局：随意契約に関しては他市の状況を確認している。一般競争入札については、広く公開して入札を実施しているため、他市の状況は確認していない。また、参考見積を徴取する際は複数業者からの見積もりで検討しているため、価格の比較はできる。
- 委員：前年度より前の年度もこの業者が落札しているか。
- 担当課：そのとおり。
- 委員：この業者が四街道市で長く落札しているとなると、他の業者が見積を出さないことが暗黙の了解になっていると懸念されかねないので、予定価格の設定の際、複数業者から見積もりを取るか、他自治体の価格を参考にするようにしてほしい。
- 担当課：自治体により買取りやシート交換の頻度が異なる等条件が異なるため、比較は難しいが、調査は実施したい。
- 委員：ぜひお願いしたい。

抽出事業2 中央保育所中庭ウッドデッキ改修工事

- 委員：落札業者が令和3年11月24日付けで契約違反により指名停止を受けている。発注方法別案件一覧を見るとこの業者が4件契約しており、指名停止期間が何のペナルティにもなっていないのでないか。この案件は令和3年11月19日契約であり、その5日後に指名停止通知を受けているが、通知を受ける前に指名停止になることが決まっているのでは。
- 事務局：指名停止についてはこの後報告を行うが、公告日から開札日までの間に指名停止措置を受けている者は入札に参加できないと規定しており、既に開札が行われているものに関しては履行ができるものとして準備をおこなっており、全て契約を解除するという事にはならない。契約解除については契約書の中で定めがあり、これに該当した場合は解除となる。開札までの間に指名停止期間となった場合は、参加申請をしていたとしても入札はできないというペナルティはある。
- 委員：今回の案件は、指名停止期間前に落札が決まっている。
- 委員：今はそういうルールになっているということだが、次にそういうことが起こらないような改善が行われているか、という確認はできるか。今は期間のペナルティ

ということだが、管理がずさんだということだと、その管理体制等が改善されないとまた同じことを繰り返してしまう。

事務局：既に契約をしている案件について、契約解除等を行うと、その工事が一旦ストップしてしまい、工期が遅れてしまうので、契約中の案件の解除とはなっていない。工事については、担当課が工程表や担当者等の届け出等により確認する体制が取られている。

委員：契約違反の内容は。

事務局：契約を受けた後、下請け業者が見つからないことにより辞退届が提出され契約解除となった。

委員：契約違反による処分はあるか。

事務局：賠償金を請負金額の10分の1の金額を納めた。それに加え指名停止となる。下請けを使うかは、請負業者の規模にもよる。

委員：ウッドデッキの工事を最初に請け負った業者は別の業者か。

事務局：中央保育所ができた時のもので、規模の大きい工事であることから別の業者だと思われる。

委員：随意契約は事情により特定の業者と契約をすると聞いたが、このウッドデッキ改修工事は当初の工事を請け負った業者でなくてもできる工事ということでは。

事務局：そのとおり。

委員：指名停止措置の通知をする場合、どのくらい前に決定されるか。

事務局：指名停止措置要領が定められており、上級審査会に諮ってから決定している。この件は11月18日の審査会に諮っており、期間はその後の事務手続き等を考慮して定めている。

委員：11月18日に決定、11月19日に契約、土日や祝日があり指名停止の通知が11月24日、期間が12月1日、明らかに指名停止になるのに翌日契約となることに違和感を感じる。次に契約をする際には確約書を取るなどが必要では。

事務局：開札は開札調書のとおり11月12日に行われている。指名停止の期間は12月1日からのため、措置要領に基づき、その間の契約はやむを得ないと考えている。

抽出事業3 鹿放ヶ丘2号線道路維持工事

委員：落札率100%が気になったため抽出した。どのように予定価格を算出したか。

担当課：予定価格は内部で算出している。

事務局：内部で算出しているが、千葉県の積算基準を使用している。

委員：予定価格は事前公表か。

事務局：そのとおり。

委員：予定価格の金額ならやるといふ業者が1者で、それ以外は入札しないか無効とい

うことで、こういう結果になる背景はどのようなことが考えられるか。

担当課：この工事は市内業者を要件としており、市内業者の場合、手持ちの工事の状況もあり、その中で手が空いており履行できる業者が応札するということがある。

当課は入札にならない随意契約も含め年間100件ほど執行しており、スケジュールがタイトになる業者もあると推測する。

委員：同じ価格となった場合はどうなるか。

事務局：電子入札システムで同じ金額の場合は、システムの中でくじが引かれる。

委員：全て県の積算基準が用いられているのか。この金額を下回ったり超えたりして算出することはないか。

事務局：土木工事に関しては県の積算システムを使用している。また、千葉市以外はこのシステムを利用している。

担当課：算出について、根拠を示せば違う金額になることもある。積算基準にないものは見積徴取して算出している。その場合も複数業者から見積もりを取っている。

委員：落札率100%ではあるが、適正に積算していること、公平・公正に契約事務を進めていることが市民にも分かるように示していただければと思う。

抽出事業4 東部排水路改修設計業務委託

委員：これも落札率100%だったが、市と業者の積算の根拠については推察できた。

委員：積算根拠は県の積算基準か。

担当課：そのとおり。県の積算基準にないものは見積を複数取って平均を使用する等している。

委員：予定価格は事前公表か。

事務局：そのとおり。

委員：この案件ということではないが、例えば道路工事等、期間中は管理していると思うが、1年経って問題が分かった場合等はどうなるか。経年劣化等は観察しているか。

担当課：通常は1年、重大な瑕疵があった場合の期間は10年あり、その間に問題があった場合は対応している。また舗装関係は道路が日常的に使用されており、一概に工事施工が原因とは言えないため、舗装の長寿命化計画を立て、何年かに1度舗装の状況調査を行い、修繕計画を立てている。

委員：一般競争入札で1者しか参加申請がなかった場合は、競争にならないということにはならないか。

事務局：電子入札の場合、また、四街道市は予定価格を事前公表していることもあり、公告した時点で確認・検討ができるとして、1者でも入札をおこなっている。検討・積算をしたうえで業者の都合により参加しない、あるいは入札辞退・未入札とした

と捉えている。

委員：説明会はしていないか。

事務局：談合等防止のため、業者の顔を合わせる機会をなくすために現場説明会は行っておらず、電子入札システムの中で設計図書を公開している。参加申請者・入札者は開札結果が出るまでは公表されない。

委員：何者アクセスがあったかは分かるか。

事務局：市では分からない。

委員：質問があった場合は。

事務局：質問があった場合もメールで受け付け、電子入札システムを通じて回答しており、参加申請のあったすべての業者に共有している。

抽出事業5 新型コロナウイルス対策危機管理用備蓄品購入（その3）

委員：今回の入札は落札率40%弱で、市民目線からだと、何故こんなに安いのか、品質は大丈夫か、予定価格や見積もりが間違っていたのではないかと気になる。予定価格の決め方は。

担当課：予定価格は下見積もりを取って設計、その金額を予定価格としている。

委員：下見積もりは何者からか。

担当課：1者から。

委員：見積もりを取った業者と入札参加者は関係がないか。

担当課：落札業者ではない、入札に参加している者から徴取している。

委員：同じ業者が見積もりと入札で半分以下、大きく金額が違う。

事務局：なぜその金額で入札したのかは分からない。企業努力の結果としか言いようがない。その時点の流通や在庫状況等によるものと考えられる。市としては適正に執行した上での結果である。

委員：下見積もりの業者が見積りに近い価格で入札したなら理解できるが、落札業者の価格に近い安い金額で入札したのは、そもそもの見積りを高い金額で設定したのではないかと思う。

委員：先ほどの案件は、見積もりを出した業者が100%で入札していたので複数業者から見積もりを取るようにと話した、この案件も複数業者から見積もりを取るべきではないかということと、見積業者は予定価格で入札する方がまだ信用できるので、これから見積もりをお願いするのであれば、見積額と入札金額が大きく違う場合は、その業者には今後見積もりをお願いしないということを考えては。

委員：納税者の市民目線で言えば、予定価格が適正かを見極めていただきたい。複数業者からの見積りや、他自治体での金額を確認する等、予定価格の妥当性をしっかり確認していただきたい。結果的に予定価格は高すぎたということか。

- 担当課：今後は複数業者からの見積りとしたい。市場価格、例えばインターネットでの単価は15,000円程、見積時点で8,000円であり、更に入札で安くなったのは、在庫を抱えていたとか流通で何かがあったとか、そういう予測しか立てられない。
- 委員：それはマスクの混乱の例もある。
- 委員：納入された物が劣化していた等、問題がなければよいと思うが。
- 委員：予定価格を算出する際は、最低でも2者以上から見積りを徴取したり、他自治体の状況を確認したりするようにしていただきたい。
- 担当課：下見積りもりの複数業者には、インターネット価格も含めてよいか。ネットではかなり安い価格が出ている。
- 委員：その場合は、いつ時点のどの業者のものか、URL等詳細な記録を残していただきたい。
- 委員：案件名として、新型コロナウイルス対策と銘打っているが、コロナ対策以外には使えないのか。
- 担当課：国の交付金を活用しているため、この名称を付けて契約している。便袋は感染症でなくても使える物であるが、交付金事業のため明示し、分かりやすくしている。
- 委員：物品名について説明があったため中身が分かったが、市民に情報公開する際は（その2）（その3）といった表示か。
- 事務局：入札結果として公開している内容は資料のとおりである。コロナ対策事業については、市ホームページ等で詳細に示している。

③指名停止の運用状況について

- ・事務局より、令和3年度下半期に指名停止した状況（1件）について説明。

- 委員：下請け業者が見つからなくて契約解除とは。この会社は他にも工事を複数請け負っているのだから、簡単にできる工事ではないのか。
- 事務局：請負金額は3300万円ほどで、違約金として330万円の支払いをしている。道路改良工事としては規模の大きい方になる。また、工事の種類によって下請業者も変わってくる。
- 委員：この工事は再入札をしたのか。
- 事務局：再入札したが不調になった。
先ほど審議いただいた抽出案件について、公告日から開札日までの間に指名停止を受けている業者は入札に参加できないとなっており、日程的には契約に問題がないことを議事録に記載させていただく。
- 委員：指名停止になった理由の契約解除は、指名停止前に受けている工事に関しては問題なくできているか、トラブルが起きないかを、より厳しい目で見えていただきたい。

3. その他

- ・令和3年度下半期の再苦情申立てなし。

4. 閉会